

子ども	児童手当を受給している方 (0歳～高校生年代のお子さんがいる方)	・ 住所変更手続き	手続きは不要です。 ※公務員世帯の方は勤務先へ申請してください。		子育て応援課 本庁舎7階
	児童手当を受給していて、 児童と異なる住所に住む方	・ 監護事実の同意書の提出	監護事実の同意書 ※公務員世帯の方は勤務先へ申請してください。		
	子ども医療費助成の医療証をお持ちの方 (0歳～高校生年代のお子さんがいる方)	・ 子ども医療費助成の医療証の住所変更	子ども医療費の医療証		
	別の認可保育園に転園を希望する方	・ 保育園の入園相談	・保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書 ・保育を必要とする状況を証明する書類(父母分) 等 必要書類は右のページから取得できます 		保育入園調整課 第二庁舎7階
	小学生・中学生のおさんがいて 通学区域が変わる方	・ 転校の手続き	区役所への持ち物はありません。 前の学校で発行された「在学証明書」・「教科書給与証明書」は 区役所で発行する「就学指定通知書」と併せて学校に提出してください。		戸籍住民課 議会棟3階 ●一部地域センター
		・転居前の品川区立学校へ引き続き通学を 希望する手続き ※在籍校の校長の許可を得てください。	区役所への持ち物はありません。 区役所で発行された就学指定通知書を現在通う学校に提出してください。		
	学区の小学校・中学校・義務教育学校以外への 転入学の相談を希望する方	・ 特別な理由により指定校以外に入学を希望の方は、学務課学事係にご相談ください。			学務課 第二庁舎7階
税	ひとり親家庭等に該当している方	・ 児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成の医療証の住所変更	児童扶養手当の証書 ひとり親家庭等医療費の医療証		子育て応援課 本庁舎7階
	障害のあるお子さん養育している方	・ 障害手当、特別児童扶養手当 の住所変更等	窓口でご相談ください。		
特別区民税・都民税・森林環境税および 軽自動車税(種別割)の納税について相談される方		納税相談	・★ 本人確認書類 または ・税務課からお送りした書類(納付書など)		税務課 本庁舎4階



Shinagawa City
品川区
〒140-8715
東京都品川区広町2-1-36

電話番号

代表番号
03-3777-1111

担当課へ
おつながします



開庁時間

 8時30分～17時00分

※火曜日延長窓口・日曜日開庁は一部手続きのみ
受付できます。HPを確認してお越しください。

火曜日延長窓口



日曜日開庁窓口



その他

 **ごみの分別・収集**
・ごみの出し方
・ごみの分別ルール
・町別の収集日 など

 **区内施設情報**
・地域センター
・保健センター
・教育機関 など

手続きチェックシート

転居

1. 転居届

の提出が必要です。

《必要なもの》

□お持ちの方は「**マイナンバーカード**」または「**住基カード**」
□外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

《期限》

住み始めた日から**14日以内**

《手続き場所》

品川区役所議会棟3階 戸籍住民課
ただし以下の **●一部地域センター** でも手続き可能です。
・品川第一地域センター(北品川3-11-16) TEL03-3450-2000
・大崎第一地域センター(西五反田3-6-3) TEL03-3491-2000
・大井第一地域センター(南大井1-12-6) TEL03-3761-2000
・荏原第一地域センター(小山3-14-1) TEL03-3786-2000
・荏原第四地域センター(中延5-3-12) TEL03-3784-2000
・八潮地域センター(八潮5-10-27) TEL03-3799-2000

2. 必要な方は

次の手続き

も忘れずに。

※よくある手続きを中心に掲載しています。
※必要書類が揃っていない場合は再来庁いただく場合があります。
お忘れのないようお願いします。

他の手続きは内側にあります



これからよろしくね! /



しながわ
Cinnamero!
しながわ観光大使
© 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L655975

最終更新: 令和7年4月

★本人確認書類

必ず持ってきてね!

区役所での手続きは本人確認書類の提示が必要です。

1点でOK

 □運転免許証
 □マイナンバーカード

もしくは

2点必要

□健康保険証 □年金手帳
□介護保険証 □年金証書
□顔写真付きの社員証・学生証 など

そのほか

□パスポート □障害者手帳
□官公署発行の顔写真付きの
免許証・許可証 など

代理人の場合は

□代理人の方も本人確認書類が必要です。
□本人との代理関係により必要な持ち物が異なります。事前に担当課へご相談ください。

転居

に関連する主な手続き

●一部地域センター

▲各保健センター

表面の6地域センターでも手続き可。

品川・大井・荏原保健センターでも手続き可。

★本人確認書類

表面の★マークをご覧ください。

手続き完了後ご自身で
チェックしてください。

	あてはまる方は世帯にいますか？	必要な手続き	必要な物	本人 チェック	受付窓口
戸籍・住所	マイナンバーカード 住基カード のいずれかをお持ちの方	・登録住所の変更手続き	・マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード		戸籍住民課 議会棟3階 ●一部地域センター
	前住所で申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	・新住所記載のマイナンバーカード申請手続き	転居届出時に、窓口の職員までお申し出下さい。		
	すでに印鑑登録をしている方	・印鑑登録の住所変更手続き	自動更新されますので手続き不要です。		

↓資格確認書・受給者証・認定証等は、後日郵送となります。発行を急ぐ場合は国保医療年金課までお立ち寄りください

健康保険・年金	国民健康保険に加入している方	・新しい資格確認書等の交付	旧住所の国民健康保険資格確認書等		国保医療年金課 本庁舎4階 ●一部地域センター
	各種認定証をお持ちの方	・認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用 ・標準負担額減額認定証 などのうち、持っている認定証		国保医療年金課 本庁舎4階
	・65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 ・75歳以上の方	・新しい後期高齢者医療資格確認書等の交付	手続き不要です。 1週間程度で郵送します。		
	特定疾病療養受療証をお持ちの方	新しい特定疾病療養受療証の交付	手続き不要です。 1週間程度で郵送します。		
	年金を受給中の方	・年金の住所変更手続き	自動更新されますので手続き不要です。		

介護	介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	・介護保険証の住所変更手続き	手続き不要です。 後日、新しい介護保険証を郵送します。 負担割合証や負担限度額認定証をお持ちの場合は、 新しい証と一緒に郵送します。		高齢者福祉課 本庁舎3階
----	---------------------------------------	----------------	---	--	-----------------

障害者・医療費助成	身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方	・住所変更手続き (身体障害者手帳、愛の手帳)	・身体障害者手帳 ・愛の手帳 ・マイナンバーのわかるもの ・代理人が手続する場合は代理人の★本人確認書類		障害者支援課 本庁舎3階
	自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちの方	・住所変更手続き	・身体障害者手帳 ・自立支援医療受給者証(更生医療)		
	心身障害者医療費助成を受けている方	・住所変更の届出	マル障受給者証		
	障害者(児)サービス受給者証をお持ちの方	・住所変更手続き	障害者(児)サービス受給者証		
	自立支援医療受給者証(精神通院)または 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・住所変更手続き	自立支援医療受給者証(精神通院) または 精神障害者保健福祉手帳		▲各保健センター
	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方	・住所変更手続き	特定医療費(指定難病)受給者証		
	都医療券をお持ちの方	・住所変更手続き	都医療券		

※特定医療費(指定難病)受給者証および
一部の都医療券は保健予防課(本庁舎7階)でも確認できます。